

三原市立小中学校次期教育情報環境整備業務提案依頼説明書

- 1 業務の名称
三原市立小中学校次期教育情報環境整備業務
- 2 担当課
教育部教育振興課
- 3 調達の方法
総合的な評価による公募型プロポーザル方式
- 4 システムの要件、業務の内容
三原市立小中学校次期教育情報環境整備業務仕様書のとおり
- 5 参加資格条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当していないこと。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続の開始がなされていないこと。
 - (3) 三原市から指名停止を受けていないこと。
 - (4) 三原市の「令和 6～8 年度物品調達等競争入札参加資格登録業者名簿」の「種目：26 情報・通信関係 品目 1：システム設計・開発、品目 2：システム保守・管理」のいずれにも登録のある業者であること。なお、三原市に当該登録がない場合は、三原市が求める書類を提案依頼参加申込書の提出時に併せて提出すること。
 - (5) 三原市に対する債務に滞納がないこと。
 - (6) 次に掲げる事項について承諾又は順守すること。
 - ア 三原市が優先契約候補者を選定後、当該者と協議の上、調達内容を確定させること。
 - イ 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とすること。
 - ウ 提出した書類等については、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づき公開すること。
 - エ 三原市に対する債務がないことを三原市が調査すること。
 - オ 締切り期限経過後の提出は認めないこと。（プレゼンテーション時の提案書サマリーを含む。）
 - カ 提出物の変更又は返却は認めないこと。
 - キ 仕様に不適合な事項がある場合で、提案書に不適合事項として記載がないときは、全て仕様に適合しているものとして審査するため、仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。

- ク 2次審査の結果を、三原市ホームページに掲載すること。
- ケ 提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。
- コ 提案依頼参加申込書を提出した以降に、三原市から依頼した以外の営業行為及び庁舎外での折衝等（第三者を介するものを含む。）を行わないこと。

6 日程

- (1) 公募（参加申込み受付）開始 6/20（金）
- (2) 仕様書等に関する質問受付期限 6/30（月）12時
- (3) 仕様書等に関する質問に対する回答 7/2（水）
- (4) 参加申込み受付期限 7/8（火）17時
- (5) 1次審査資料提出期限 7/14（月）17時
- (6) 1次審査結果通知 7/18（金）
- (7) 2次審査資料提出期限 7/31（木）17時
- (8) プレゼンテーション 8/7（木）
- (9) 選定結果発表 8/8（金）
- (10) 契約締結 8/8（金）以降

7 提案手続きの詳細

(1) 参加の申込み

参加申込み受付期限までに、「提案参加申込書」に代表取締役等の契約権限を有する者が記名して郵送又は電子メールで提出すること。

なお、5 参加資格条件(4)のなお書きに該当する場合は、次の書類も併せて提出すること。

- ア 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近1年分）
- エ 三原市に対して税の滞納が無い証明

(2) 書類の提供

提出様式については、三原市ホームページからダウンロードすること。

(3) 仕様書等に関する質問

提供する資料に関する質問がある場合は、標題を「三原市立小中学校次期教育情報環境整備業務に関する質問」とし、質問票を添付して、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

提出のあった質問に対する回答は、参加申込みのあった者全てに電子メールで回答する。

(5) 1次審査資料の提出

次に掲げる資料を電子メールに添付して（PDF 及び提供したファイル形式の2種類、ただし、ウはPDFのみ。）提出すること。

- ア 要件一覧表（提出部数：1部）
- イ 見積書（提出部数：1部）
- ウ 詳細見積書（提出部数：1部）

(6) 1次審査

- ア 提出のあった要件一覧表に三原市が設定する必須条件を満たしていない事項がある場合は、選定から除外することがある。
- イ 提出のあった見積書の額が、三原市が設定する選定基準価格を超過した場合は、選定から除外する。
- ウ 提出のあった1次審査資料により数者程度を選定する。
- エ 1次審査の結果は、いずれの場合であっても、電子メールで通知する。
- オ 1次審査で選定した者に対しては、2次審査資料の提出依頼及びプレゼンテーションの日程を通知する。

(7) 2次審査資料の提出

次に掲げる資料を提出すること。提出方法は電子メール、ファイル共有サービス、CD 又は DVD によるものとする（CD 又は DVD による場合の提出部数は1部）。

- ア 提案書及び1次審査資料の電子データ。

(8) 2次審査

- ア プレゼンテーションは次のとおり実施する。

- (ア) 日時及び場所 8/7（木）・市役所本庁（オンラインも可）
- (イ) 内容 提案書の説明
- (ウ) 時間 説明等30分、質疑20分
- (エ) 参加者 選定委員5人及び事務局等
- (オ) 準備物 HDMI 端子モニター、プロジェクター及びスクリーンを除く必要な機材

- イ プレゼンテーションの説明は、設定時間で打ち切る。

- ウ 質疑の際、システムの動作等を確認することがあるので備えておくこと。

- エ オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合は、1次審査の結果受信後に申し出ること。

- オ 1次審査の内容に加えて、提案書の内容、提案システムの機能・性能・適用技術、運用・保守体制及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、優先契約候補者及び次点者を選定する。

カ 2次審査の結果は、いずれの場合であっても、電子メールで通知する。

8 契約相手決定

(1) 前項(8)で決定した優先契約候補者と契約に向けた協議を実施し、仕様、スケジュール、契約額等の条件で合意した場合は契約を締結する。合意に至らない場合は、優先契約候補者とは契約を締結せず、次点者と同様の協議を実施する。ここで合意しない場合は、本プロポーザルによる契約は不成立とし、別途、再調達を実施する。

(2) 契約に至った場合は、次に掲げる事項は、三原市ホームページに掲載する。

ア 契約の相手方

イ 契約金額

ウ 2次審査結果（契約の相手方以外の参加者は匿名とする。）

エ 選定委員会議事録

9 契約及び支払

(1) 契約に関する事項

ア 本業務に係る契約を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする場合、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

イ 再委託は原則認めないが、事前に文書により三原市の承認を得た場合はその限りでない。ただし、三原市が要求する再委託先に関する情報を提供すること。

ウ 再委託先からの更なる再委託は一切認めない。

エ 再委託先の作業等について、一切の責任を受注者が負うこと。

オ 本契約に基づいて作成した著作物の著作権は、稼働日に三原市へ移転するものとする。

カ 著作権が三原市へ移転した著作物については、著作人格権はこれを行使しないこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により、三原市又は第三者から損害賠償請求を受けた場合は、契約額等に関わらず、相当因果関係の範囲内で損害賠償を支払うこと。

ク 本契約に関連して、追加で契約（仕様変更等含む。）を行う必要性が生じた場合における技術者等の単価は、公示日における直近の一般財団法人経済調査会が発行する月刊積算資料中、従業員数500人未満の企業の当該単価とする。

ケ 契約保証金については、三原市契約規則の規定によるものとする。

(2) 支払に関する事項

ア 本契約に基づく費用のうち導入経費に係るものは、検収後に支払うものとする。

イ 保守、運用に基づく費用は、月払いとする。ただし、協議により変更できるものとする。

ウ 経費の性質上前金で支払う必要があるものについては、発注者・受注者協議の上、前金払で支払うものとする。

10 問合せ窓口等

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市教育部教育振興課 藤田

T E L : 0848-67-6151 (直通)

電子メール : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp